

女川町監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和3年7月2日

女川町監査委員 丸 岡 美 穂



女川町監査委員 佐 藤 誠 一



監 査 結 果 報 告 書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和3年6月25日（金）
場 所 女川町役場 3階 委員会室2
監査委員 丸岡 美穂 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

(1) 5月支出分水道事業会計の支出伝票の審査

対象科目：全科目 合計 47件

(2) 5月支出分一般会計・特別会計支出伝票の審査

対象科目：一般会計：第4款～第9款

特別会計：市場、国保、後期高齢者医療特別会計

人件費分、交際費分、100万円以上分

令和2年度分 75件

令和3年度分 298件

合計 373件

4 監査の着眼点（評価項目）

支出事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

(1) 5月支出分水道事業会計支出関係書類の監査

5月中に支出された水道事業会計に係る支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

(2) 5月支出分一般会計・特別会計支出関係書類の監査

5月中に支出された一般会計の指定した科目の支出関係書類と特別会計の指定した会計の支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

6 監査の結果

(1) 5月支出分水道事業会計支出関係書類監査について

概ね良好に処理されていると認められた。

(2) 5月支出分一般会計・特別会計支出関係書類監査について

軽微な誤りが1件確認された。そのほかは、概ね良好に処理されていると認められた。

（指摘事項）

特になし。